

## 別 紙

### 導入促進基本計画

#### 1 先端設備等の導入の促進の目標

##### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、石川県のほぼ中央に位置し市域の南部を白山山系から連なる山地が占め、北部は金沢平野を経て日本海に臨む、自然環境に恵まれた土地である。

多様な産業が集積する中で、北陸新幹線、金沢港、小松空港などの国内外との交流が可能な交通インフラや、日本海沿岸の中央に位置することによる環日本海交流の中心を担える潜在能力、高等教育機関等研究機関の集積を生かした「学都」としての機能などが本市の多様な産業と雇用を支えている。

本市の人口は約 46 万人（令和 2 年国勢調査に基づく）であるが、年々減少傾向にあり、特に生産年齢人口（15～64 歳）の減少が顕著である。

産業構造については、第 3 次産業の就業者が全体の 7 割以上を占めているほか、第 1 次産業、第 2 次産業の割合は減少傾向にある。

ほか、第 1 次産業は 60 歳以上の就業者が全体の約 6 割を占めている一方、第 2 次産業と第 3 次産業では 30 代から 40 代の就業者が 4 割以上を占めている。

のことから、本市の生産年齢人口（15～64 歳）の減少に伴い、特に生産年齢人口の構成割合が多い第 2 次産業、第 3 次産業が大きな影響を受け、労働力不足から生じる生産性の低下による地域経済の縮小が想定される。

少子高齢化の影響により、生産年齢人口の増加を見込むことが困難であるため、設備投資を促進させることにより、限られた人的資産の中で労働生産性を向上させ、地域経済を活性化させる必要がある。

##### (2) 目標

計画期間中、100 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

##### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3 %以上向上することを目標とする。

#### 2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業から製造業、卸売業・小売業、サービス業と多岐に渡っており、多様な業種が地域内の経済を支えている。したがって、多様な業種の設備投資を支援し、広く事業者の生産性向上を実現させる必要があることから、本計画において対象とする設備は中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

本市の産業は、広く市内に分布しており、広範囲で事業者の生産性向上を実現させる必要があることから、本計画の対象区域は市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

本市の産業は、多様な業種が地域内の経済を支えており、広く事業者の生産性向上を実現させる必要があることから、本計画において対象とする業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた事業者間の海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

#### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。